

令和8年度 香川大学学生寄宿舎  
「男子寮（屋島寮）」入居者募集要項

目 次

1. 学生寮（学生寄宿舎）について	· · · · · P 1
2. 募集人員	· · · · · P 1
3. 応募資格	· · · · · P 2
4. 出願手続	
(1) 提出書類	· · · · · P 2
(2) 収入状況の確認書類	· · · · · P 3
(3) 世帯構成員の状況に応じて提出する書類	· · P 6
(4) 提出期限	· · · · · P 7
(5) 提出先	· · · · · P 7
5. 選考結果通知	· · · · · P 7
6. 留意事項	· · · · · P 8
7. 学生寄宿舎の概要	· · · · · P 9
男子寮部屋見取図(略図)	· · · · · P 10

## 1. 学生寮（学生寄宿舎）について

本学では、自宅から通学が困難な学生に、生活と勉学の場を提供し、修学上の便宜を図るとともに、一定のルールに基づく共同生活を通じて学生の社会性・協調性を養い、人格の向上に資することを目的として学生寄宿舎を設置しています。

本学の学生寄宿舎には以下のものがあり、それぞれ寮生が中心となって自主的な運営を行っています。

香川大学男子寮（屋島寮）  
香川大学女子寮（若草寮）  
香川大学農学部男子寮（光風寮）

寮生による自治が行われているこれらの寮では、いくつかのルールがあります。  
例えば、

- ・共益費等の各種経費を支払うこと
- ・各種当番（電話受付、荷物受け取り、掃除など）  
高学年は寮役員に選出される場合があります。
- ・寮行事への積極的な参加（寮生大会、新入寮生歓迎行事、大掃除など）
- ・寮生以外の者の立ち入りの制限

また、寮生活は共同生活であり、快適な寮生活を送るために互いの協力が必要です。  
一人暮らしと比べ、多少窮屈に感じることがあるかもしれません、今後の社会生活に役立つ多くのものを得ることができることでしょう。

## 2. 募集人員

募集区分	募集対象者	募集人員（予定）
1次募集	総合型選抜Ⅰ 学校推薦型選抜Ⅰ 合格者	10人前後
2次募集	学校推薦型選抜Ⅱ 国際バカロレア選抜 (法・経済・創造工・農) 合格者	8人前後
3次募集	一般選抜（前期日程） 国際バカロレア選抜（教育・医） 編入学 合格者	34人前後
4次募集	一般選抜（後期日程） 合格者	7人前後

### 3. 応募資格

令和8年4月に学部に入学を予定する男子のうち、原則として、自宅から大学までの通学時間（片道）が2時間以上の者。

### 4. 出願手続

#### （1）提出書類（全員が提出する書類）

書類等名		提出部数	摘要
1	入居願（本学様式1）	1部	
2	家庭調書（本学様式2）	1部	
3	令和7年度（令和6年分）所得（課税）証明書  ※市区町村役場で発行される、令和6年分の所得や扶養者の人数を証明している <b>記載省略のない所得（課税）証明書（コピー不可）</b>	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>所得の有無に関係なく、家計支持者（原則、父母両方）</b>母子・父子家庭の場合は父または母の<b>所得（課税）証明書</b>を提出すること。 ※主婦、家事手伝い、高齢者、無職者等も必要。</li> <li>ただし次の①～③のいずれかに該当する場合は申請者の所得（課税）証明書も提出すること。 ① 独立生計者の申請者本人、配偶者 ② 定職を持っている申請者本人 ③ 年金等の所得がある申請者本人</li> <li>○ 母子・父子世帯の場合は、就学者を除く世帯の構成員全員分の<b>所得（課税）証明書</b>を提出すること。</li> </ul>
4	選考結果（入居の可否） 通知用封筒	1通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 角形2号（240mm×330mm）の封筒に、<b>切手480円分</b>を貼付し、<b>出願者の氏名・住所・郵便番号</b>を明記してください。</li> </ul>

## (2) 収入状況の確認書類（該当者のみ提出してください）

令和6年1月以降に、収入状況に変更のあった場合や、3～5ページの表に該当する場合は、所定の様式に必要書類を添付して提出してください。

※提出書類がA4より小さい場合は、紛失等を避けるためにA4サイズにコピーするか、貼付台紙に貼付してください。

(☆)・・・「コピー可」の必要書類

### ○ 給与所得者（パート・アルバイト含む）

対象	提出書類
令和6年1月2日から令和7年1月1日までに就職・転職した場合	<input type="radio"/> 令和7年中全ての給与収入に関する「令和7年分源泉徴収票」 (☆) <input type="radio"/> 令和6年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」 (様式4)
令和7年1月2日以降に就職・転職した場合	<input type="radio"/> 令和7年中全ての給与収入に関する「令和7年分源泉徴収票」 (☆) <input type="radio"/> 令和6年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」 (様式4) <input type="radio"/> 令和8年4月1日現在における勤務予定先の「給与等月額証明書」(様式3)
令和6年1月から12月までに退職した場合	<input type="radio"/> 令和6年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」 (様式4) ※退職後に転職、雇用保険受給、無職となった場合は、各欄を参照し該当書類を提出すること。
令和7年1月以降に退職した場合	<input type="radio"/> 令和6年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」 (様式4) <input type="radio"/> 令和7年分源泉徴収票 (☆) ※退職後に転職、雇用保険受給、無職となった場合は、各欄を参照し該当書類を提出すること。
※休職中の場合	…給与支給（見込）証明書、休職証明書、傷病手当金受給額の分かるもの（様式自由）(☆)も併せて提出すること。

○商業・工業・農林業・漁業所得者、その他の所得者又は雑所得者（その他の職業・不動産所得（家賃・地代）・利子・配当・雑所得（内職、副業 他））

対 象	提 出 書 類
令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、新規に所得を得ることとなった場合	<p>○ 次の①、②のうち、該当する書類を提出すること。</p> <p>① 確定申告をしている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和7年分確定申告書(控)（第一表・第二表）（☆） ※税務署の受付印のあるもの。 ※インターネットによる申告の場合、受付印がなくても結構です。</li> <li>● 青色申告の場合は「決算書」（☆）</li> <li>● 一般申告の場合は「収支内訳書」（☆）も必ず提出すること。</li> </ul> <p>② 市区町村民税・都道府県民税申告をしている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和8年度（令和7年分）市区町村・都道府県民税申告書（☆） ※市区町村役場の受付印があるもの</li> </ul>
令和7年1月2日以降に新規に所得を得ることとなった場合	<p>○ 次のア～ウのうち該当するものについて、それぞれの必要事項、記入年月日を記載し、署名・押印した「申立書」（様式10）を提出すること。</p> <p>ア 商工業所得 営業種目、従事者、直近3ヶ月の売上高、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期</p> <p>イ 農林漁業所得 作付面積・作物種類等、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期</p> <p>ウ その他の所得又は雑所得 種類、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期</p>
<p>※農業所得のある者で転作奨励金の交付を受けている場合 … 受給金額の分かる証明書（☆）を提出すること。</p>	

## ○その他の収入状況の確認書類

対象	提出書類
失業給付金受給者 (受給予定者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「雇用保険受給資格者証」(裏表全ページ) または「失業給付金給付明細書」(☆)</li> <li>○ 申請後、提出期限までに就職が決まった場合は、新勤務先の「給与等月額証明書」(様式3)を提出すること。</li> </ul>
生活保護費受給者 (生活保護世帯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書または通知書等(☆)</li> <li>○ <b>期間が1年に満たない場合は、支給された金額全てが分かる書類(☆)を提出すること。</b></li> </ul>
親戚・知人等から 援助金がある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 援助の年額がわかるもの ※ない場合は援助者が作成し、署名・押印した「申立書」(様式10)</li> </ul>
令和8年4月1日 現在、無職の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「無職申立書」(様式5) ※「被扶養者となっている配偶者」、「被扶養者となっている障害者」及び「66歳以上の者(令和8年4月1日現在)」は、提出不要 ※ただし、所得(課税)証明書に収入・所得の記載がある配偶者、障害者は提出すること。</li> <li>○ 令和6年1月以降に退職した勤務先がある場合は、「退職証明書(申立書)」(様式4)を提出すること。</li> </ul>

## (3) 世帯の構成員の状況に応じて提出する書類（該当者のみ提出してください）

以下の表を参照の上、所定の様式に必要書類を添付して提出してください。

書類の揃わないものは、控除対象になりません。

(☆)・・・「コピー可」の必要書類

対象	提出書類
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「母子・父子世帯申立書」（様式6）</li> <li><input type="checkbox"/> 就学者を除く家族全員分の「令和7年度（令和6年分）所得（課税）証明書」 ※家計支持者（父母等）以外の所得（課税）証明書も必要</li> <li><input type="checkbox"/> 遺族年金や児童扶養手当を受給している場合は、受給金額の分かる通知書（☆）</li> </ul>
障害者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 障害者手帳等（☆） ※障害年金受給の有無を余白に記入してください。</li> <li><input type="checkbox"/> 障害年金を受給している場合は、受給金額の分かる通知書（☆）</li> <li><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当や福祉手当を受給している場合は、受給金額が分かる通知書（☆）</li> </ul>
最近1年間の療養費が10万円以上の長期療養者がいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「長期療養証明書」（様式7） ※長期療養者とは、「申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する者」で、医療費等を支払っている者をいい、療養が終わっている者は該当しない。</li> <li><input type="checkbox"/> 世帯に該当者がいる場合、次の①～③の書類を添付のうえ提出すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 診断書 ※病名及び申請時を含めて前後6か月以上の期間療養を必要とすることが必ず記載されていること。</li> <li>② 支払った医療費等の領収書（☆） ※診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の領収書のみ提出すること。</li> <li>③ 支払った医療費に対し、附加給付金、生命保険等から補填された金額がある場合は、「長期療養証明書」の該当欄にその金額を記入し、その金額を証明する書類を提出すること。</li> </ul> </li> </ul>
学資負担者が単身赴任で別居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「学資負担者別居に伴う支払申立書」（様式8）</li> <li><input type="checkbox"/> 別居先で支払った住居費、光熱水費の支払いを証明できる口座通帳のコピー または 領収書等（☆）</li> </ul>
本人もしくは学資負担者が、令和7年4月以降に風水害等の災害を受けた世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「被害状況申立書」（様式9） 次の①～⑤の書類を添付のうえ提出すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災（罹災）証明書（発行所：市区町村役場）</li> <li>② 家屋等の賃貸契約書・各種契約書（☆）</li> <li>③ 家屋等補修見積書 等（☆）</li> <li>④ 保険金支払証明書・明細書（☆）</li> <li>⑤ 家屋課税台帳登録証明書（発行所：市区町村役場）</li> </ul> </li> <li>※被害額欄は、被害金額が記載された証明書の額から、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること。（単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。）</li> </ul>

注) 申請者・家族の状況によっては、(1)～(3)に記載している書類以外にも関係書類の提出を求める場合があります。

#### (4) 提出期限

以下の提出期限（必着）までに、下記の提出先まで簡易書留にて郵送してください。

募集区分	提出期間		
1次募集	令和7年 12月19日（金）	～	令和8年 1月9日（金） 17時（必着）
2次募集	令和8年 2月1日（日）	～	令和8年 2月16日（月） 17時（必着）
3次募集	令和8年 3月1日（日）	～	令和8年 3月12日（木） 17時（必着）
4次募集	令和8年 3月22日（日）	～	令和8年 3月25日（水） 17時（必着）

#### (5) 提出先

香川大学 教育・学生支援部 学生生活支援課  
〒760-8521 高松市幸町1番1号  
TEL : (087)832-1164 FAX : (087)832-1170

※封筒の表に「男子寮入居願書在中」と朱書きしてください。

※書類が届いたかどうかのお問い合わせには応じかねますので、ご自身で追跡等を行ってください。

### 5. 選考結果通知

選考結果の通知書は、以下の日に速達郵便で発送します。  
入寮日につきましても、選考結果通知の際にお知らせします。

また、発送日の午前10時以降に、本学ホームページにおいても選考結果を掲載します。

#### 【掲載場所】

香川大学トップページ>学生生活・就職>学生生活の手引き>学生寮>お知らせ

募集区分	選考結果通知日（予定）
1次募集	令和8年1月21日（水）
2次募集	令和8年2月26日（木）
3次募集	令和8年3月23日（月）
4次募集※	令和8年3月27日（金）

※4次募集のみ、入居の意思について午前10時～11時の間に電話で確認させていただきます。連絡が取れない場合は辞退とみなすことがありますので、ご了承ください。

## 6. 留意事項

- (1) 入居者の選考は、通学時間及び家計基準を基に行います。  
なお、提出書類に不備がある場合には、選考から除外することがありますので、よく読んで正確に記入してください。  
また、記載事項に虚偽があった場合は、入居の許可を取り消すことがあります。
- (2) 関係書類提出後に、願い出を取り消す場合は、速やかに、学生生活支援課まで連絡してください。
- (3) 提出書類は、お返ししません。
- (4) 提出書類は入居者選考及び寮の管理のためにのみ利用し、その他には利用しません。
- (5) 男子寮の下見を希望される方は、事前に電話連絡のうえ、日時をご相談ください。  
※見学日の日程調整にお時間をいただきますので、できる限りお早めにご連絡をお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

学生生活支援課 TEL : (087) 832-1164

### 【現地下見可能時間】

月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）10：00～15：00

- (6) 香川大学 HP に男子寮内部の写真を掲載しています。

## 7. 学生寄宿舎の概要

所在地	〒761-0112 香川県高松市屋島中町 280
電話番号	087-841-4881 (事務室)
対象学部・収容定員	全学部・109 人
部屋数	109 室 (個室)
1 部屋当たり面積	13 m <sup>2</sup> ※10 ページの略図参照
建物構造 (建築年度)	鉄筋 4 階建 (北棟) 鉄筋 3 階建 (南棟) (昭和 37 年度新設、平成 5 年度、平成 27 年度、令和 3 年度改修)
在寮年限	医学部医学科 6 年間 (最短修業年限) 上記以外 4 年間 (最短修業年限)
各室備付け設備品	畳ベッド、机、椅子、本箱、洋服ダンス、整理ダンス、エアコン ※インターネット利用可
個人で準備するもの	寝具類 (敷・掛・肌布団、毛布、シーツ、枕等)、洗面用具、タオル、入浴用具などの日用品、電気製品 (DVD プレイヤー、ドライヤー、テレビ程度)、スリッパ、カーテン (前寮生のカーテンが残っている場合も有)

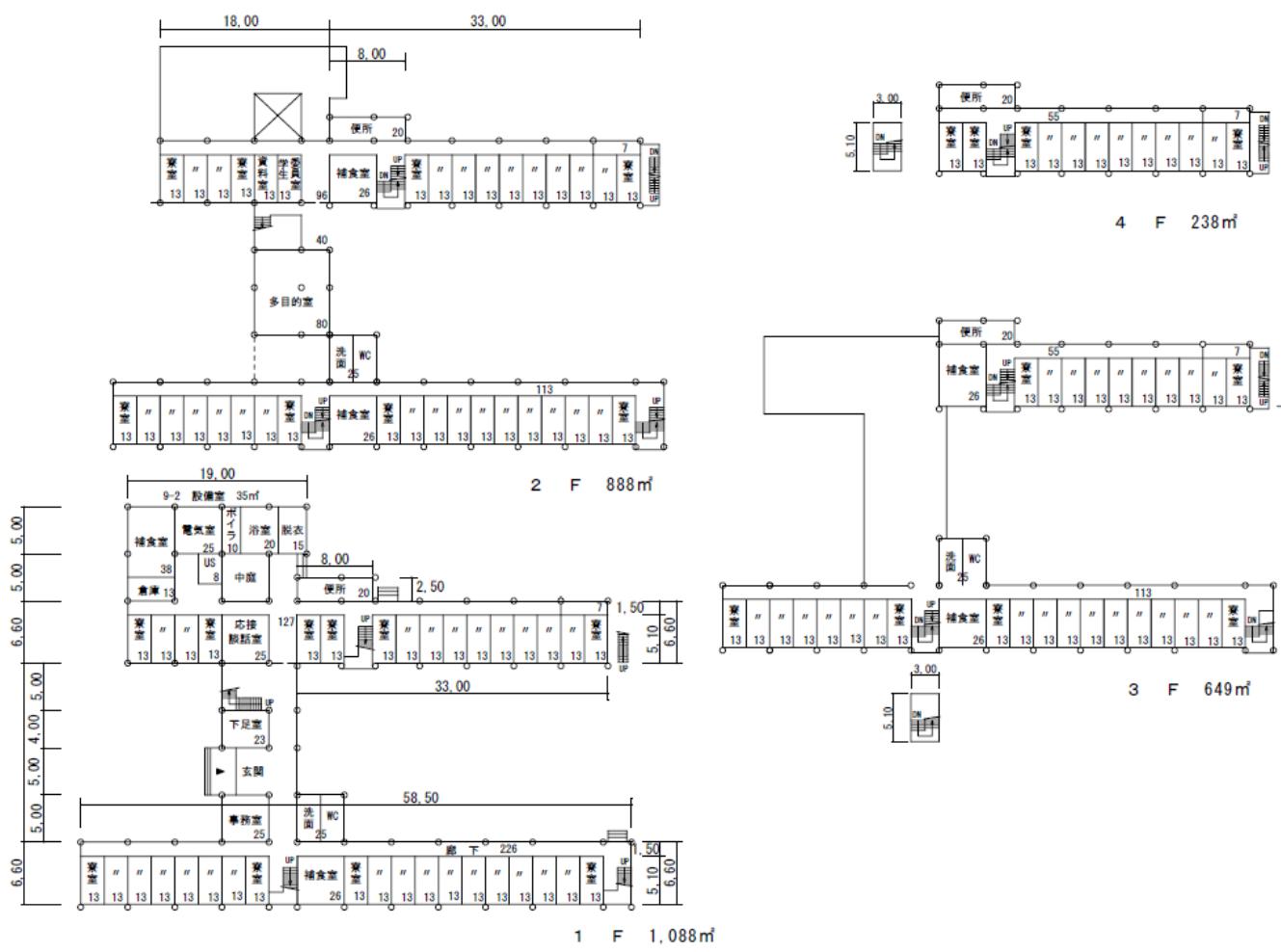
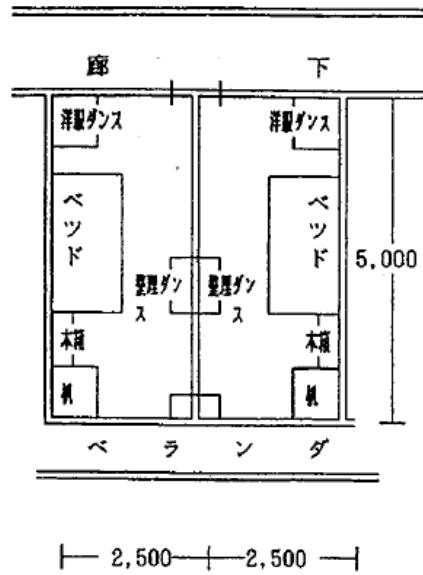
### 共同利用室

食堂の有無	無し
風呂	入浴時間 : 18 時～3 時 ※入居日から使用可能
シャワー室	24 時間使用可能 ※毎週水曜日 12 時～13 時は清掃のため使用不可
トイレ・洗面所	トイレ・洗面所とも各階にあり 各洗面所に洗濯機 (各 2 台)、乾燥機あり
補食室 (簡単な炊事ができる部屋)	1～3 階 (北棟・南棟とも) (電子レンジ、冷蔵庫、ガスコンロ、トースター、食器戸棚、調理器具 (鍋、包丁、まな板等)、湯沸器、掃除機あり。)
談話室	テレビ、ソファー、机、マッサージ機
多目的室	長机、椅子

### 必要経費

寄宿料	5,900 円／1 か月 (予定)
電気料 (個人居室使用分)	実費／1 か月
その他経費	約 10,000 円／1 か月 (共用部光熱水費、管理費等)
入居時一時金	退居時のエアコン清掃費用として、入居時に 10,000 円程度 (予定)

### 男子寮部屋見取図 (略図)



問い合わせ先 教育・学生支援部 学生生活支援課  
TEL (087)832-1164  
FAX (087)832-1170